

「鹿児島市パートナーシップ宣誓制度」の考え方（案）

1 趣旨

鹿児島市では、「人権教育・啓発基本計画」において、「人権尊重社会の実現」を目指しています。また、平成28年12月には同計画に性的少数者を新たな人権課題として加え、人権教育・啓発に関する施策を推進してきました。

このような中、本市では、一人ひとりの人権や多様性が尊重され、誰もが安心して暮らしていける鹿児島市を実現するため、性的少数者の方々の生きづらさを解消する取り組みの一環として、要綱により「鹿児島市パートナーシップ宣誓制度」の導入を目指します。

2 制度の概要

性的少数者の当事者自身がお互いを人生のパートナーとして、相互に責任をもって協力し合うことを宣誓することにより、市が宣誓の事実を認めるとともに、宣誓書受領証及び受領カードを交付するものです。

この制度に法的な効力はありませんが、性的少数者の方々の生きづらさや不安が少しでも解消されるとともに、性的少数者の方々への社会的理解の促進につながることを目指すものです。

3 用語の定義

- (1) パートナーシップ お互いを人生のパートナーとして、相互に責任をもって協力し合うことを約束した一方又は双方が性的少数者（典型的とされていない性自認や性的指向を有している者）である2人の者（外国籍を含む。）の関係。
- (2) 宣誓 パートナーシップを形成している者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うこと。

4 宣誓を行うことができる者

以下のすべてに該当する方が対象です。

- (1) 民法に規定する成年に達していること。
- (2) 本市に住所を有していること、または転入予定であること。
- (3) 配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）がいないこと。
- (4) 宣誓する相手以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
- (5) 双方が近親者（民法に規定する婚姻できない続柄、直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族の関係にある等）でないこと。

ただし、パートナーシップに基づき養子縁組をしている、又はしていたことにより近親者となった場合を除く。

5 必要な書類

- (1) 住民票の写し（転入予定の場合は、その事実が確認できる書類）
- (2) 独身であることを証明する書類（戸籍抄本等）
- (3) 本人確認のための書類（個人番号カード、旅券、運転免許証等）
- (4) その他、市長が必要と認める書類

6 交付する書類

- (1) パートナーシップ宣誓書受領証（A4）
- (2) パートナーシップ宣誓書受領カード（運転免許証サイズ）
- (3) 宣誓書の写し

7 通称名の使用

性別違和等、特に理由があると認める場合は、宣誓において、氏名と併せて通称名を使用することができます。（日常生活において、通称名を使用していることが確認できることが判る書類が必要）

8 宣誓の流れ

① 事前予約



・窓口、電話、メールにて、あらかじめ宣誓日を予約していただきます。

② パートナーシップ宣誓



・必要書類をご持参ください。
・職員の面前で2人そろって宣誓書に、記入していただきます。（代筆は可）
・宣誓場所は人権啓発室。個室を希望の場合は会議室を用意するなど、プライバシーに配慮します。

③ 宣誓書受領証及び受領カードの交付

・受領証と受領カードを、2人それぞれに交付します。（当日交付）

9 受領証の返還

以下のいずれかに該当した場合は、受領証等を返還していただきます。

- (1) 当事者の意思によりパートナーシップが解消された場合
- (2) 一方が死亡した場合
- (3) 一方又は双方が鹿児島市を転出した場合（一方が転勤その他のやむを得ない事情により一時的に転出する場合を除く。）

10 パートナーシップ宣誓の無効

宣誓者の間にパートナーシップを形成する意思がないことや、宣誓者の要件を満たしていないことが判明した場合は、宣誓を認めたことを無効とし、受領証等を返還していただきます。

11 その他

市は、本制度の趣旨が十分に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業者への周知、啓発に努めます。